

様式第 1（第 9 条関係）

開示請求書

年 月 日

犬山市議会議長

(ふりがな)

氏 名 _____

住所又は居所

郵便番号 _____

電話番号 () _____

犬山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 1 号）第 19 条第 1 項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

- 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

- 2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 窓口における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付 ☐ その他 () ＜実施の希望日＞ _____ 年 _____ 月 _____ 日 イ 写しの送付を希望する。

- 3 本人確認等

ア 開示請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他 () ※請求書を送付して請求をする場合には、上記の書類に加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 ☐任意代理人委任者 （ ふ り が な ） (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐戸籍謄本 ☐登記事項証明書 ☐その他（ ）
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐委任状 ☐その他（ ）

第 年 月 日

（開示請求者） 様

犬山市議会議長

㊟

開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、犬山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第24条第1項の規定により、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

- 2 不開示とした部分とその理由

--

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、犬山市議会議長に対して審査請求をすることができず（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、犬山市を被告として（犬山市議会議長が被告の代表者となります。）、名古屋地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

--

- 4 開示の実施の方法等

（1） 開示の実施の方法等

（2） 窓口における開示を実施することができる日時及び場所

期 間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時 間：

場 所：

（3） 写しの作成に要する費用、写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用

様式第3（第12条関係）

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

犬山市議会議長

㊟

開示しない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、犬山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第24条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
開示をしないこととした 理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、犬山市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、犬山市を被告として（犬山市議会議長が被告の代表者となります。）、名古屋地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第 4 （第13条関係）

第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

犬山市議会議長

㊟

開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、犬山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第25条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

(開示請求者) 様

犬山市議会議長

㊟

開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、犬山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第26条第1項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第26条第1項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

様式第 6（第15条関係）

第 号
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

犬山市議会議長

㊟

意見照会書（条例第 27 条第 1 項関係）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、犬山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 1 号）第 19 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第 27 条第 1 項の規定により、意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱います。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	犬山市議会事務局 連絡先：
意見書の提出期限	年 月 日

様式第 7（第15条関係）

第 号
年 月 日

（第三者利害関係人） 様

犬山市議会議長

㊟

意見照会書（条例第 2 7 条第 2 項関係）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、犬山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 1 号）第 1 9 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第 2 7 条第 2 項の規定により、意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱います。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第 2 7 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 ☐ 第 1 号 ☐ 第 2 号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	犬山市議会事務局 連 絡 先 :
意見書の提出期限	年 月 日

第三者開示決定等意見書

年 月 日

犬山市議会議長

(ふりがな)

氏 名 _____

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

郵便番号 _____

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
開示に関しての 意見	☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

様式第 9（第15条関係）

第 号
年 月 日

（反対意見書を提出した第三者） 様

犬山市議会議長

㊟

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、犬山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 1 号）第 2 7 条第 3 項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、犬山市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、犬山市を被告として（犬山市議会議長が被告の代表者となります。）、名古屋地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

訂正請求書

年 月 日

犬山市議会議長

(ふりがな)

氏 名 _____

住所又は居所

郵便番号 _____

電話番号 () _____

犬山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第32条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の日付： 年 月 日 文書番号： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者	
☐ 本人	☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類	
☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他 ()	
※請求書を送付して請求をする場合には、上記の書類に加えて住民票の写し等を添付してください。	

3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 ☐任意代理人委任者 （ふりがな） イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐戸籍謄本 ☐登記事項証明書 ☐その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐委任状 ☐その他（ ）

(訂正請求者) 様

犬山市議会議長

㊟

訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、犬山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第34条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、犬山議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、犬山市を被告として（犬山市議会議長が被告の代表者となります。）、名古屋地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

犬山市議会議長

㊟

訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、犬山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第34条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、犬山市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、犬山市を被告として（犬山市議会議長が被告の代表者となります。）、名古屋地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

犬山市議会議長

㊟

訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、犬山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第35条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

第 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

犬山市議会議長

㊟

訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、犬山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第36条第1項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第36条第1項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

第 号
年 月 日

（他の行政機関の長等） 様

犬山市議会議長

㊟

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

（他の行政機関の長等） に提供している下記の保有個人情報については、犬山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）
備 考	

利用停止請求書

年 月 日

犬山市議会議長

（ふりがな）

氏 名 _____

住所又は居所

郵便番号 _____

電話番号 _____（ ）_____

犬山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第39条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の日 付： 年 月 日 文書番号： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨） ☐ 第1号該当 → ☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 第2号該当 → 提供の停止 （理由）

1 利用停止請求者	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、上記の書類に加えて住民票の写し等を添付してください。	

3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 ☐任意代理人委任者 （ふりがな） イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____	
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐戸籍謄本 ☐登記事項証明書 ☐その他（ ）	
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐委任状 ☐その他（ ）	

第 号
年 月 日

(利用停止請求者) 様

犬山市議会議長

㊟

利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、犬山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第41条第1項の規定により、下記のとおり利用停止することと決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、犬山市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、犬山市を被告として（犬山市議会議長が被告の代表者となります。）、名古屋地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

犬山市議会議長

㊟

利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、犬山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第41条第2項の規定により、利用停止をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、犬山市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、犬山市を被告として（犬山市議会議長が被告の代表者となります。）、名古屋地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第 号
年 月 日

（利用停止請求者） 様

犬山市議会議長

㊟

利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、犬山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第42条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

第 年 月 日 号

（利用停止請求者） 様

犬山市議会議長

㊟

利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、犬山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第43条第1項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第43条第1項の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

様式第21（第27条関係）

第 号
年 月 日

（審査請求人等） 様

犬山市議会議長

㊟

諮問をした旨の通知書

年 月 日付けの議長に対する審査請求について、下記のとおり犬山市個人情報保護審査会に諮問したので、犬山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）第45条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日 ・ 諮問第 号